

社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領

1 目的

この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設および事業所において、事故等が発生した際の市への報告に当たり必要とされる事項を定め、もって当該施設および事業所の適正な運営を図ることを目的とする。

2 対象施設・事業所および報告先（担当課）

別表「事故報告の対象施設・事業所および報告先（担当課）」のとおり

3 報告が必要な事故等の対象

(1) 事業者および役員・職員に関する事故または不祥事

- ア 不適切な会計処理
- イ 不法行為等

(2) 利用者処遇等に関する事故または不祥事

- ア 虐待等の不適切な処遇
- イ 利用者の無断外出または行方不明
- ウ サービス利用中の事故

- ① 骨折、打撲および裂傷等で、医師の診察を受け、通院または入院を要することとなったもの。
- ② 誤飲、誤食、誤嚥および誤薬。
- ③ 死亡事故（原則、病気による死亡を除くが、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。）
- ④ 受診など送迎中の事故、利用者の単独外出での事故（医療機関に受診したもの）等。

- エ 利用者によるサービス利用中の不法行為

(3) その他報告が必要な事故または不祥事

- ア 事件報道が行われた場合等
- イ その他必要と認められる場合

4 報告の方法

社会福祉施設等の施設長・管理者は、事故等が発生した場合は、別表の1に該当する施設・事業所においては別記様式1、別表の2から5に該当する施設・事業所においては別記様式2により、発生時から30日以内に担当課に報告するものとする。ただし、緊急な報告を要する事故等が発生した場合

は、直ちに電話・ファックス等により事故等の概要（関係者の状況、事故等の内容、実施した措置等）を担当課に報告した後、事故発生後7日以内に別表の1に該当する施設・事業所においては別記様式1、別表の2から5に該当する施設・事業所においては別記様式2により、担当課に報告すること。

【緊急な報告を要する事故等】

ア 利用者の死亡事故

イ 役員・職員の不法行為（虐待、預り金着服、横領等）

ウ 利用者等の不法行為

エ 利用者等の失踪、行方不明（現在も捜査中のもの）

オ テレビ、新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む。）

5 その他

- (1) 事故等が利用者の死亡事故、利用者への虐待または役員・職員の横領など重大なものであるときは、報告書提出後に、担当課が実地により調査を行う場合があること。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和7年4月1日から施行する。